

平成**27**年国勢調査（確定数）による

大 阪 府 推 計 人 口 補 正 値

平成**22**年**11**月～平成**27**年9月

大 阪 府 総 務 部 統 計 課

大阪府毎月推計人口の平成 27 年国勢調査（確報値）による補正について

『概要』

大阪府毎月推計人口（以下、推計人口と表す）は国勢調査の間の人口について最新の状況を明らかにすることを目的にしており、基本的な事項について作成することとしている。

推計人口は国勢調査における結果公表数値を基礎としており、平成 22 年 11 月から平成 27 年 9 月の間に公表した推計人口は、『平成 22 年国勢調査（確報値）』を用い、毎月市町村から報告される「住民基本台帳登録者数」の増減数を加減し、算出している。

しかし、国勢調査の確報値と推計人口とは必ずしも一致しないため、補正をする必要がある。

今回、『平成 22 年国勢調査結果（確報値）』の数値を基礎として推計人口を算出していたが、『平成 27 年国勢調査（確報値）』との公表に伴い、平成 22 年 11 月から平成 27 年 9 月の間の公表した推計人口を補正する。

『補正の方法』

平成 27 年 10 月 1 日現在で実施された国勢調査の人口と推計人口（平成 22 年国勢調査結果に各月の住民基本台帳の世帯数と男女別人口の増減を加減し算出したもの）との間に生じた差を下記の方法を用いて補正します。

（具体的な算式）

大阪市を除いた府内各市町村の平成 27 年国勢調査結果と平成 27 年 10 月 1 日現在の推計人口値との差を（a）とすると、60（5年間の月数）で除して得た数を平成 22 年 11 月から平成 27 年 9 月までの各月の世帯数及び男女別人口の推計値に加減し、それぞれについて補正する。

また、人口総数は、補正後の男女別人口の合計数とする。（ただし、補正数は整数なので小数点以下四捨五入とする。）

(例) $(a \div 60) = 20.6$ の場合

年 月	推計人口	
	補正前(世帯数 及び人口)	補正後
平成 22 年 11 月	A	$A + (20.6) \times 1$ すなわち $\rightarrow A + 21$
12 月	B	$B + (20.6) \times 2$ すなわち $\rightarrow B + 41$
平成 23 年 1 月	C	$C + (20.6) \times 3$ すなわち $\rightarrow C + 62$
2 月	D	$D + (20.6) \times 4$ すなわち $\rightarrow D + 82$
3 月	E	$E + (20.6) \times 5$ すなわち $\rightarrow E + 103$
4 月	F	$F + (20.6) \times 6$ すなわち $\rightarrow F + 124$
・	・	・
・	・	・

上記方法により得られた大阪府下各市町村（大阪市を除く）の補正後の各月世帯数及び男女別人口数に、大阪市の補正した各月世帯数及び男女別人口数を加えたものを、大阪府の補正後の推計人口とする。

『地域について』

大阪市地域……大阪市

北大阪地域

三島地域……吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町

豊能地域……豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町

東大阪地域

北河内地域…守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

中河内地域…八尾市、柏原市、東大阪市

南河内地域……富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、

太子町、河南町、千早赤阪村

泉州地域

泉北地域……堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

泉南地域……岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町